

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

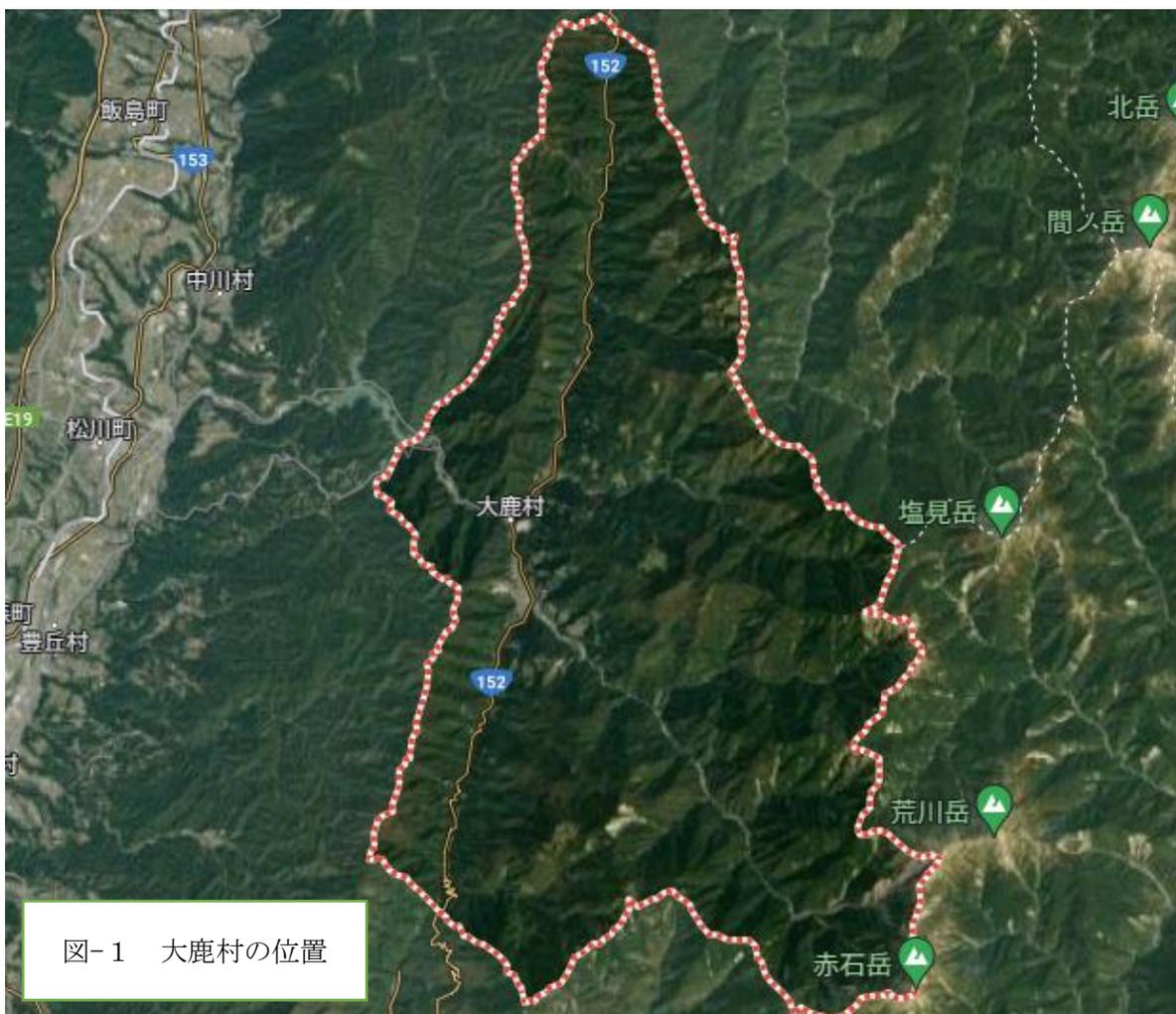
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当商工会近郊の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、大鹿村が策定した大鹿村ハザードマップ（平成 24 年 8 月作成）及び、J-SHIS（防災科学技術研究所）が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 災害発生リスク

(1) - 1 大鹿村の位置と拡大図（google map から）



総面積	248.28 平方キロメートル		
広ぼう	東西 16 キロメートル	南北 28 キロメートル	
位置 (役場)	東経 138 度 02 分 16	北緯 35 度 34 分 29	
海抜 (役場)	670 メートル		



図-2 拡大図

下伊那北部の北東部に位置し、静岡県静岡市（東）、伊那市（旧長谷村）（北東）、駒ヶ根市（北西）、上伊那郡中川村（西）、下伊那郡松川町、豊丘村（西）、飯田市（旧上村）の7市町村に囲まれた村です。

東には南アルプス 3,000 メートル級の山々がそびえ立ち、西は伊那山脈に隔てられた農耕地の少ない典型的な山村です。

赤石岳に源を発する小渋川はこの山ひだを縫って西北に流れ、中川村葛島附近で天竜川に合流している。

本村の中央部を中央構造線が南北に縦断していることで、地質学的にも知られている。

また、山野の植物資源も日本の宝庫といわれるほど豊富である。

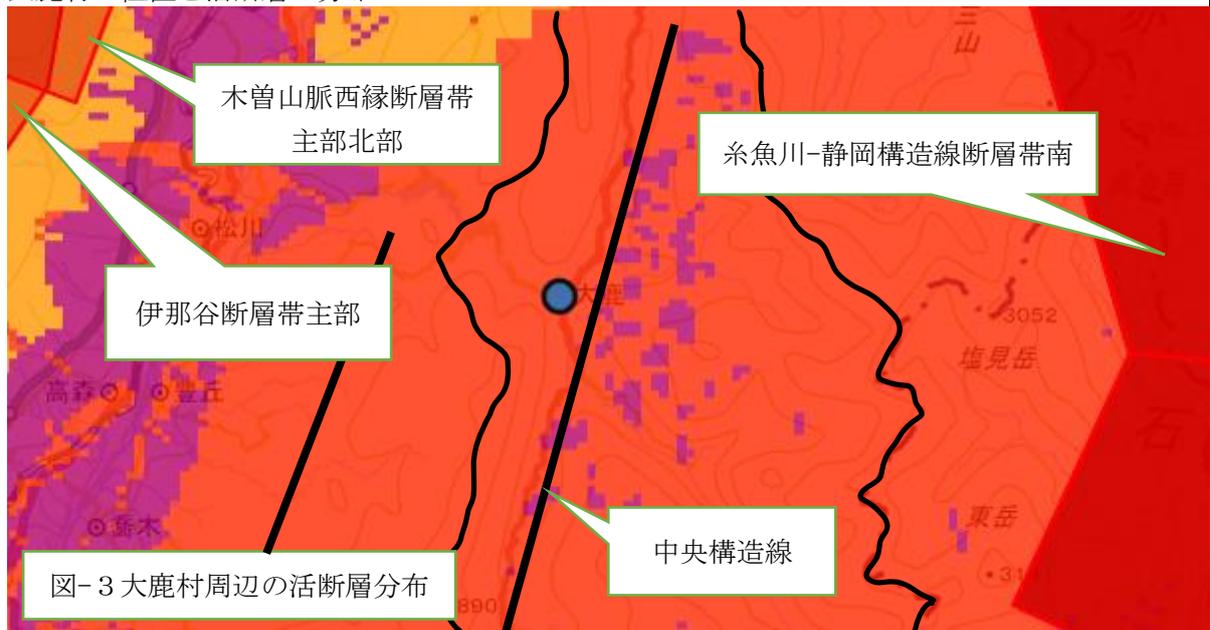
(1) - 2 土砂・洪水ハザードマップ（令和6年3月中旬に更新予定）

このハザードマップは長野県砂防基礎調査による土砂災害警戒区域等の指定をもとに、土砂災害防止法に基づいて作成したものです。

当村のハザードマップによると、当商工会が立地する地域は東側に土砂災害警戒区域が存在するとともに、令和5年11月に長野県より浸水想定区域が公表され、当商工会が立地する区域も浸水が想定される為、災害救援施設等、状況に応じた対応が必要となる。



(1) - 3 地震 (J-SHIS (日本防災研空所) 2020 年版データを引用)  
大鹿村の位置と活断層の分布



大鹿村周辺の東側に糸魚川-静岡構造線断層帯があり、西側には木曾山脈西断層帯主部北部と伊那谷断層帯主部あり、大鹿村を挟んでいるように位置している。また、村内を南北に中央構造線が通っている。



今後 30 年の地震発生率 (大鹿村全域)	
震度 5 弱以上	71.2%
震度 5 強以上	40.6%
震度 6 弱以上	7.7%
震度 6 強以上	0.2%

(1) - 4 感染症・サイバー攻撃等 その他自然災害以外

20 世紀以降に流行したインフルエンザは、スペインインフルエンザ（スペイン風邪）、アジアインフルエンザ、香港インフルエンザ、豚インフルエンザなどがあり、10 年から 40 年の周期で流行するといわれている。

また、「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつであり、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種（一本鎖 RNA ウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。

これら感染症がまん延することにより当村においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

さらに、情報漏洩や不正アクセスなど情報セキュリティやサイバーリスク対策に関する備えも重要です。

それらを踏まえて、商工会が果たす地域へのサービス機能を維持する為、「感染症・サイバー攻撃等に備えた事業計画」を策定し準備を行う必要がある。

(2) 商工業者の状況

表 1 商工業者の業種別内訳（出典 長野県商工会の概要データ編令和 5 年 4 月 1 日現在）

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
管轄内 事業者数	11	8	0	19	23	12	10	83
（内）小規 模事業者数	5	8	0	19	23	12	10	77
立地状況	村内に 分散	村内に 分散		村内に 分散	村内に 分散	村内に 分散	村内に 分散	

(3) これまでの取り組み

ア 大鹿村の取り組み

- ・大鹿村地域防災計画の見直しと防災体制の整備
- ・自主防災組織の充実
- ・施設・機材等の整備
- ・応急体制の確立
- ・自主防災訓練の実施
- ・ハザードマップの作成及びマイタイムラインの作成への広報
- ・防災備品の備蓄
- ・本部体制の強化（専門員の配置）

イ 当会の取り組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・商工会危機管理マニュアル作成

ウ 防災に関する情報提供

- ・防災行政無線
- ・大鹿村ホームページ
- ・Lアラートによるエリアメール
- ・大鹿村公式アプリ

#### エ 防災備蓄品

村では災害発生時に向けて住民に対して緊急に必要な食糧、簡易トイレ等の日常生活用品、毛布等の寝具関係、救急セット等の備蓄品を確保している。

今後は避難所運営に必要な資機材の充実を図るとともに、コメリや他自治体との協定締結により、災害時に必要な物資を確保できる体制づくりの整備に努めていく。

#### オ 感染症の対策

感染症対策については新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、平時から防災担当部署の総務課と保健福祉課が情報共有を図るとともに県等の関係機関と連携し感染症がまん延した際の対応や体制整備に努めている。

また、避難所においては新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに基づき感染症予防対策を定め、災害発生時の感染症拡大防止を図っている。

### 2. 課題

- ・ 平時・緊急時の対応について、ノウハウを持った人員が十分でない。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスとして保険の必要性を周知などがあげられる。

### 3. 目標

- ・ 村内小規模事業者に対し災害・感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため当会と大鹿村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援が行えるよう、また村内において感染症等発生時には速やかに拡大抑制措置を行えるよう、組織内における体制関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

### 事業継続力強化支援事業の内容

当会と大鹿村の役割分担・体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

- (1) 令和5年に策定した「大鹿村商工会危機管理マニュアル（Ver.1）について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症等発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導や窓口相談時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業の休業への備え、土砂災害補償等の損害保険、共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・村広報やホームページ等で本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む先進的な小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症等はいどこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症等に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者にも周知を行うとともに今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

#### イ 商工会地震の事業継続計画の作成

- ・令和5年に大鹿村商工会 危機管理マニュアル（Ver.1）を作成済。

#### ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体と連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社にBCPに関する専門家派遣を依頼し、事業者向け普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、終息時期が予測できない為リスクファイナンス対策として各種保険（生命・傷害保険、特約付き休業補償など）の紹介を実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCP策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関の普及啓発ポスターの掲示やセミナーの開催を行い共同で支援していく。

#### エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認を行う。
- ・大鹿村と相談の上、大鹿村事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認と改善点等について協議する。

#### オ 当計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震・台風・豪雨等）が発生したと仮定し、大鹿村との連絡ルートの確認練習を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 災害発生後の対策

- ・自然災害等の発生時は人命救助が第一である。そのうえで下記の手順に従って地区内の被害状況を確認し関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後1時間以内に予め決めてある安否確認方法により役職員及び家族の安否確認を行う。Line等SNSなどを利用した安否確認や業務十字の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と大鹿村で共有する。
- ・安否確認の責任者は安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・感染症等発生や拡大時には職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症等流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大鹿村における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当会と大鹿村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員が被災し応急対策が出来ない場合に備え、役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、または交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生していると考える。

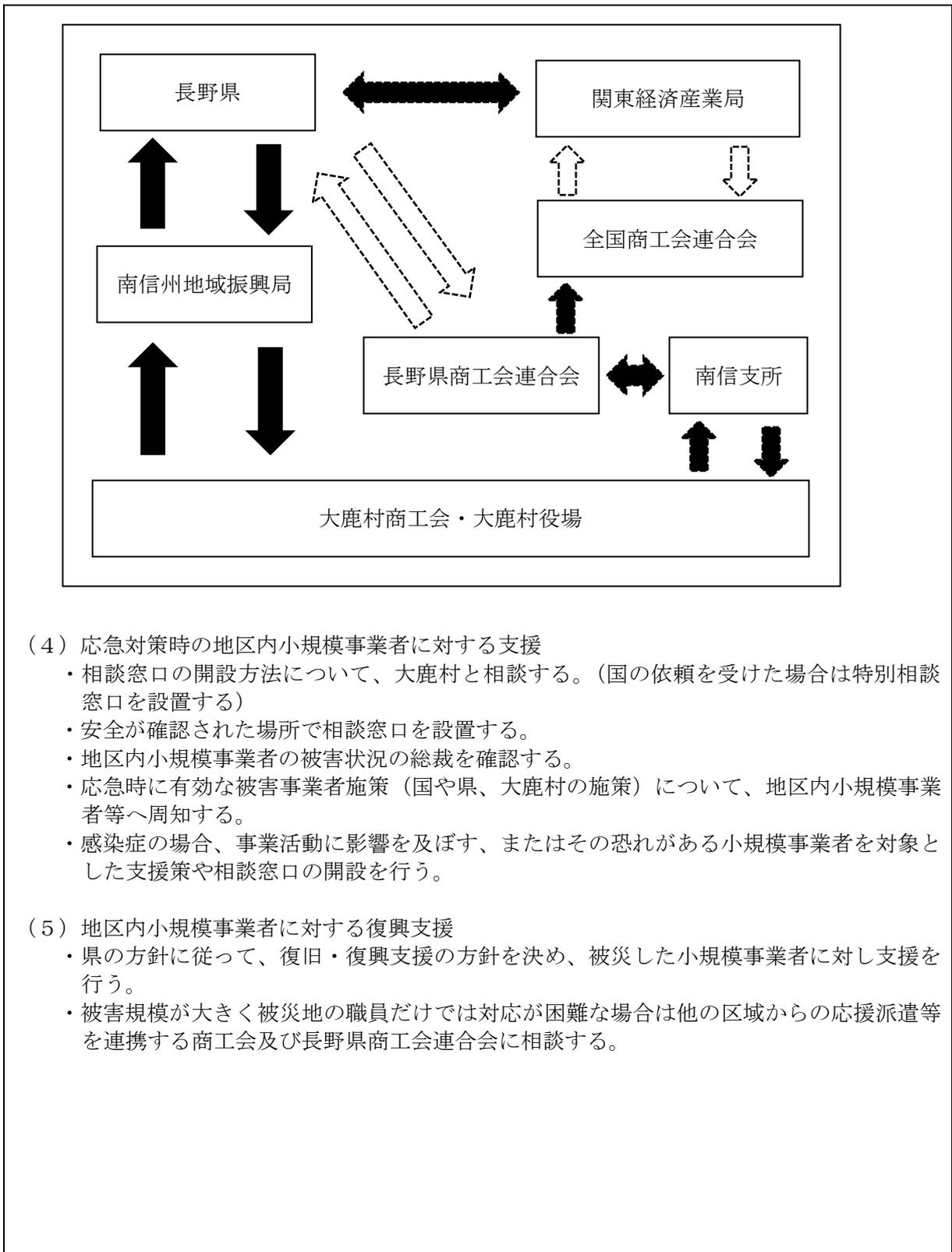
- ・本計画により、当会と大鹿村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～数日間	1日に最低2回情報共有する。
数日後～1ヶ月後	1日に最低1回情報共有する。
1ヶ月後～	2日に1回情報共有する。

- ・大鹿村で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 災害発生時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に地区内の中小企業の被害情報の迅速な報告並びに指揮命令を行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動内容について決めておく。
- ・当会と大鹿村は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・当会と大鹿村が共有した情報を、大鹿村から長野県南信州地域振興局商工観光課へ報告する。急を要する場合は県担当課または関東経済産業局が直接情報収集を行う事がある。当会は必要に応じ、南信支所へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

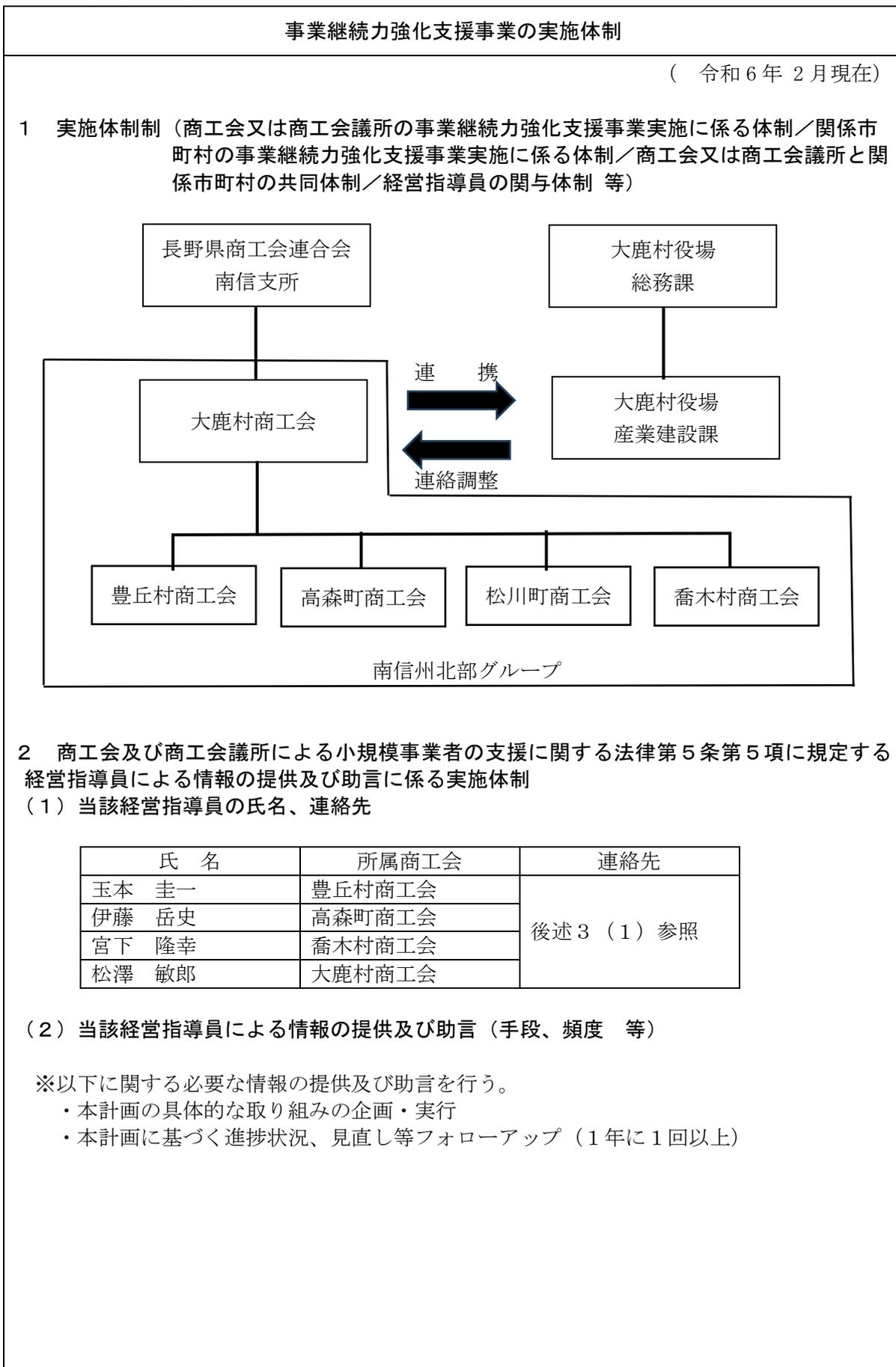
- ・相談窓口の開設方法について、大鹿村と相談する。(国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)
- ・安全が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の総裁を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や県、大鹿村の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を及ぼす、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合は他の区域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



### 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

#### (1) 商工会

大鹿村商工会 〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原 354  
 TEL 0265-39-2381 / FAX 0265-39-2576  
 E-mail shokokai@osk.janis.or.jp

豊丘村商工会 〒399-3202 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 385-5  
 TEL 0265-35-2395 / FAX 0265-35-3959  
 E-mail info@toyookamura.jp

高森町商工会 〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田 2971-7  
 TEL 0265-35-2254 / FAX 0265-35-8132  
 E-mail tsci@takamori-sci.com

松川町商工会 〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 1521-4  
 TEL 0265-36-3300 / FAX 0265-36-5144  
 E-mail mkmskk@matsukawa-sci.jp

喬木村商工会 〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村 6682-4  
 TEL 0265-33-2125 / FAX 0265-33-3719  
 E-mail takasho@biscuit.ocn.ne.jp

#### (2) 関係市町村

大鹿村役場 〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原 354  
 産業建設課 TEL 0265-48-8025 / FAX 0265-39-2269  
 E-mail kanko@vill.ooshika.lg.jp

総務課 TEL 0265-39-2001 / FAX 0265-39-2269  
 E-mail info@vill.ooshika.lg.jp

### (別表3)

#### 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

##### 1 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
	必要な資金の額		260	150	110	110
・ 専門家派遣費		60	60	60	60	60
・ 協議会運営費		10	10	10	10	10
・ セミナー開催費		20	20	20	20	20
・ パンフ、チラシ作成費		10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費		110	10	10	10	10
・ 備蓄品等		50	40	0	0	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

##### 2 調達方法

調達方法
会費収入、事業収入、大鹿村補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
・東京海上日動火災保険株式会社 長野市南県町 1081 長野市東京海上日動ビルディング 長野支店 支店長 武元 忠雄
・長野県火災共済協同組合 長野市大字中御所岡田町 131-10 組合長 柏木 昭憲
連携して実施する事業の内容
連携する2社 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 ・自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策の周知・説明を行う。 ・小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取り組み支援等を行う。 ・セミナーや個別相談会を通して事業者のBCP策定のための支援を連携して実施する。
連携して事業を実施する者の役割
東京海上日動火災保険株式会社 ・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより、事業継続のための資金確保を図ることが期待できる。 ・セミナーの開催時に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のあるBCP策定を図ることができる。
長野県火災共済協同組合 ・被災時の復旧に必要な費用算定等で連携し、神速な対応が期待できる。 ・BCP策定に必要な情報提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。
連携体制図等